

意見公募（パブリックコメント）の実施結果について

案件名	令和6年度事務事業評価（令和5年度実施事業）			
意見の募集期間	令和6年12月2日（月）～令和7年1月6日（月）			
担当グループ	総務部企画調整グループ			
意見提出者数	1者			
意見件数	24件			
提出された意見の概要と市の考え方				
<p>【分類欄について】</p> <p>A：意見を案に反映したもの</p> <p>B：意見を既に案に盛り込んでいるもの</p> <p>C：意見を今後の参考とするもの</p> <p>D：意見を案に反映しなかったもの・その他の意見等</p>				
No.	事務事業名	意見の概要	市の考え方	分類
1	なし	令和6年度(令和5年度分)事務事業評価対象事業一覧に対し、事務事業評価シートが存在しない事業が散見されます。作成しない理由を記載すべきではないか。	令和6年度（令和5年度分）事務事業評価対象事業一覧に掲載している475事業について、全て事務事業評価シートを作成しています。	D
2	鉄南ふれあいセンター整備事業	「アイヌ関係団体の活動拠点」という記載がありますが、具体的にどのような活動をしたのか、詳しく記載をすべきではないか。	市では、鉄南ふれあいセンターの一部の部屋等をアイヌ協会が使用することについて認めています。アイヌ協会としては、協会の事務やアイヌ関係団体の活動拠点として使用しています。具体的な活動についてはアイヌ協会が行っており、市が実施しているものではないため、事務事業評価シートには記載していません。	D
3	民生委員児童委員活動事業	民生委員児童委員の活動については多少の報酬？がもらえらると思うが、どうしても奉仕活動となってしまう、熱心に取り組むと赤字となって（報酬以上の活動になって）しまうのではないのでしょうか。国や北海道への投げかけも含め、費用弁償のあり方に関し考え方を示すべきではないのでしょうか。	民生委員は、民生委員法に基づき、厚生労働大臣から委嘱された非常勤特別職の地方公務員であり、ボランティアで活動していただいているため給与の支給はありませんが、実費弁償として民生委員児童委員活動経費や市独自に活動費をお支払いしているところであり、引き続き国や他自治体の動向を注視していくこととしておりますが、活動費の考え方につきましては、調書には記載しません。	D

4	外国人高齢者・障害者福祉給付金支給事業	この事業は不必要であり、即刻廃止すべきです。 「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について(昭和二九年五月八日)(社発第三八二号)」の通達によることは把握していますが、違憲であるとして、最高裁判所の判例が出ています。最高裁により「生活保護法が保護の対象とする「国民」に外国人は含まれない。」と判断されました(平成24年(行ヒ)第45号裁判の判決文)。つまり、「生活保護法が適用対象とする「国民」は日本人を意味し、永住外国人にも準用される根拠は見当たらない」との最高裁判所の判例となります。 最高裁判所平成24年(行ヒ)第45号裁判の判決文に「外国人の生活保護について準用する旨の法令も存在しない」とあります。	本事業は、生活保護法による措置とは異なる事業であり、対象となる在日外国人が地域で自立し、安定した生活を続けて行けるよう支援しています。	D
5	高齢者等緊急通報機器設置	「民間が提供するモバイル型の機器による駆付け・鍵預かりサービスの提供を行った。」とありますが、具体的な企業名・役務名を公表すべきではないか。また、成果があれば、市民講座等の勉強会で周知をしても良いのではないのでしょうか。	企業名の公表は一企業の利益につながる可能性があり、公平性に欠くことから公表はしていません。 これまでも地域包括支援センターが高齢者を訪問する際に周知を行っております。	D
6	成年後見制度利用支援事業(高齢者)	裁判所の関与の度合いについて、記載すべきではないか。	成年後見制度の市長申立ては家庭裁判所で審判されます。また、後見人等への報酬支払いが困難な場合、申請することにより家庭裁判所において決定された費用額の全部もしくは一部を助成しており、その件数は記載しております。	D
7	移動支援事業	移動手段の支援内容をわかりやすく記載すべきではないか。	頂戴したご意見を踏まえ、事務事業の実績(概要)欄に、移動手段の内訳及び費用を記載しました。	A

8	<p>精神障害者 通所交通費 助成金</p>	<p>①交通機関(汽車又は電車)での通所人数とありますが、「鉄道」が良いのでしょうか。「汽車又は電車」と分けて記載している理由があるのでしょうか。</p> <p>②他の自治体では障がい者手帳を持っている方に交通費を助成する制度があります。このような制度は登別市においても整備されているのでしょうか。</p> <p>また、路線バス・タクシーを利用する際、手帳を見せると「割引」が適用となりますが、交通機関に対する費用弁済についても記載するのはどうでしょうか。</p>	<p>①本事業の事業内容等を定めた「登別市精神障害者社会復帰施設通所交通費助成要綱」において、交通機関を「バス及び汽車又は電車」と定義していることから、事務事業評価においても同様の記載としているものです。</p> <p>②本市でも、要件を満たした障がいのある方がタクシーを利用する際に料金を一部助成する「重度障害者（児）福祉タクシー事業」や、要件を満たした身体障がいのある方に自動車燃料費用を一部助成する「身体障害者自動車燃料費助成事業」など、交通費を助成する事業を実施しています。</p> <p>障害者手帳の提示による路線バス・タクシーの割引制度は、本市が主体となって実施している事業ではないことから、事務事業評価に記載する考えはございませんが、市公式ウェブサイト等を活用した事業周知を推進してまいります。</p>	B
---	--------------------------------	--	--	---

9	身体障害者 自動車燃料 費助成事業	身体障害者だけではなく市民全体の利益となるように、「消費税廃止」「(地方含)揮発油税廃止」「軽油取引税額」を国に対して問題提起をして、市民生活の向上をしてもらいたいです。	本事業は、本市に居住する身体障がいのある方に対して、自動車を利用する際の燃料費を一部助成することで、経済的負担を軽減して自立更生と社会参加を促進することを目的としております。 「消費税廃止」「(地方含)揮発油税廃止」「軽油取引税額」を国に対して問題提起することとは目的が異なるものと認識しておりますので、頂戴したご意見を記載する考えはございませんが、税制のあり方に関する1つのご意見として承ります。	D
10	生活保護扶 助費	保護費を本来の趣旨とは異なる活用をしているといった懸念に対する市としての活動報告を具体的に記載すべきではないでしょうか。生活保護の課題や問題点を浮き彫りにし、説明責任を果たしてほしい。市が気がついたこと、懸念される問題など、この内容では把握ができません。	生活保護制度は、生活に困窮している方の最低限度の生活を保障し、自立を助長することを目的としており、生活保護費は適正に活用される必要があります。個別の懸念に対する具体的な活動報告の記載は難しいですが、生活保護の適正な運営のために実施しているケースワーカーの活動内容等については、今後の事務事業評価において、いただいたご意見を参考にわかりやすい記載に努めてまいります。	C
11	生活困窮者 自立支援事 業	今後、日本経済の悪化で益々この対象者が増えることでしょう。一番の解決策は、「税金を取らない」「社会保険を取らない」が究極のやり方です。税というのは、経済を停滞させる強大なブレーキです。民間の経済活動の8割は消費で、あとは投資ですが、これら停滞すると益々市民生活が困窮し生活困窮者が増えることでしょう。	生活困窮者自立支援制度は、経済的に困窮し最低限度の生活を維持することができなくなるおそれがある方へ包括的な支援を行う制度でありますので、いただいたご意見を参考に引き続き支援に努めてまいります。	C

12	<p>新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費</p>	<p>①コールセンターの運用に際して、なぜ0570ナビダイヤルを用いたのか、050IP電話とすべきだったのではないのでしょうか。</p> <p>②コールセンターの運営主体が市外に設置されているが、土地勘のない方が対応することは問題ではないのでしょうか。</p> <p>③費用負担の面でも水増し請求をする事例が他市であり、大きく報道される等がありました。</p> <p>この記載内容では、詳細がわかりにくく、運用面で問題があった場合に、どのように対処し、どのように解決したのかも記載すべきではないでしょうか。</p> <p>④ワクチン輸送用保冷ボックスを用いての輸送は、ヤマト運輸において実施されたがその詳細を記載すべきではないでしょうか。</p>	<p>①コールセンターの運用につきまして、コールセンターは接種に関する相談と集団接種や個別の医療機関のうち利用を希望した医療機関の接種予約を受け付けるために設置したものであります。</p> <p>接種予約をする際にコールセンターを利用していない医療機関に掛けた電話料金は予約する方の負担となることから、それらとの公平性を保ち、受益者負担の原則を図るために送話者負担となるナビダイヤルを利用しておりました。</p> <p>②コールセンターの運営主体につきまして、登別市近辺にはコールセンター業務を行える事業者がないことから、市外の事業者へ委託したところであります。</p> <p>コールセンターでは対応が困難な問い合わせがあった際は、本市に引き継いでいただき、別途担当から問い合わせいただいた市民の方に回答を差し上げる対応を取っております。そのため、市外事業者へ委託することでの弊害はなかったものと認識しております。</p> <p>③新型コロナウイルスワクチン接種に係る業務委託について、他市が委託した事業者において過払い等の事案がありましたが、本市が委託した事業者におきましては、過払い等が起こらないよう業務の実施状況等について定期的に確認しており、その結果、本市においては問題等はありませんでした。そのため、対応状況等について改めて追記する必要はないものと考えております。</p> <p>④ワクチン輸送用保冷ボックスにつきまして、集団接種等において新型コロナウイルスワクチンの保管場所から接種会場へワクチンを持ち運ぶために調達したものであり、ワクチン輸送用保冷ボックスを用いたワクチンの輸送は、本市職員が対応していたことから、改めて追記する必要はないものと考えております。</p>	D
----	-------------------------------	---	---	---

13	新型コロナウイルスワクチン接種事業費	事務事業評価シートがない理由は何故でしょうか？	1章の112ページにございます。	D
14	地域医療対策等経費	事務事業評価シートがない理由は何故でしょうか？	1章の114ページにございます。	D
15	市立室蘭看護専門学院整備費負担金	①事務事業評価シートがない理由は何故でしょうか？ ②「市立室蘭看護専門学院」という名称や運営母体のあり方を検討すべきではないでしょうか。「西いぶり広域連合」等の変更があってもいいのではないのでしょうか。	①1章の115ページにございます。 ②市立室蘭看護専門学院は室蘭市が設置する看護師養成学校ですが、本市医療機関における看護師確保など、地域医療における重要な役割を担うことから、平成21年度に実施した当該学院の移転及び施設改修に係る経費の一部を負担することとしたものであります。当該学院の設置者は室蘭市であることから、事務事業名称の変更は考えておりません。	D
16	男女共同参画社会づくり事業	①事務事業評価シートがない理由は何故でしょうか？ ②内閣府 男女共同参画に関する予算が9兆6000億がある中、男女共同参画社会づくり事業に批判的な声があることを踏まえ、効果検証が必要ではないのでしょうか。	①1章の167ページにございます。 ②市が実施する男女共同参画社会づくり事業の効果検証について毎年度しており、その内容を事務事業評価シートに記載しております。	D

17	<p>葬斎場運営 管理事業</p>	<p>①施設廃止をしている旧火葬場について、不健全な状態であるため、解体し、跡地利用として駐車場や公園にするなどの検討が必要ではないでしょうか。また、その内容を記載すべきではないでしょうか。</p> <p>②台車式火葬炉を採用していますが、ロストル式の方が燃料等の経費削減になったと思うが、台車式を導入した経緯を記載すべきではないでしょうか。</p> <p>③委託事業者の人員や業務、勤務体系について記載すべきではないでしょうか。</p> <p>④トラブル・クレーム対応の顛末について記載すべきではないでしょうか。</p> <p>⑤市民講座（勉強会）として、火葬場見学の機会があってもいいのではないのでしょうか。</p> <p>⑥課題点等【C】で「適宜事務を改善している」「管理等、見直しを行う必要がある」とありますが、火葬に関して興味関心がある人が多いため、登別市としても、遺族や今後火葬を予定している人、葬儀会社へ火葬場についての仕様を情報提供するのはどうでしょうか。問答集を施設ウェブページに設置するだけでも理解が深まると思います。</p> <p>⑦ホームページ上に、火葬では入れてほしくないものを一覧にして、公表することも重要ではないでしょうか。</p> <p>登別市の納棺事業者で、「六文銭」として棺内の収めるように勧める事業者がありますが、これは貨幣損傷等取締法（昭和22年法律第148号）の</p> <p>1 貨幣は、これを損傷し又は铸つぶしてはならない。</p> <p>2 貨幣は、これを損傷し又は铸つぶす目的で集めてはならない。</p> <p>3 第一項又は前項の規定に違反した者は、これを一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。</p> <p>に抵触する行為です。火葬に際して、貨幣を棺に入れて副葬品として火葬する行為は厳に慎むべきであり、登別市内の葬儀納棺事業者が平然と行われていることは望ましくありません。</p> <p>⑧副葬品に関しては、他自治体や民間事業者と運用が異なることもありえるため、副葬品について火葬場のホームページなどで広く情報発信すべきではないでしょうか。</p>	<p>①解体予定となつてはおりますが、財政状況を考慮して現時点での解体時期及び跡地利用は未定でございます。なお、本事務事業評価は現施設の維持管理に対する評価でありますので、旧火葬場に関することは記載しておりません。</p> <p>②本事務事業評価は現施設の維持管理に対する評価でありますので、導入経緯に関することは記載しておりません。</p> <p>③業務に従事する職員数について記載しておりますが、それ以外の詳細な業務内容等の情報発信について今後も同様の要望が増えてくるようであれば市HP等での掲載を検討いたします。</p> <p>④事務事業評価の実施目的としては、市が行った事務事業の有効性や必要性を客観的に評価・点検することで、事業の適正化・効率化を図ることから、トラブル・クレーム対応の顛末の内容を記載しない場合でも実施目的を達成できるものと考えております。</p> <p>⑤登別市も含め全国的に火葬件数が増加しており、見学対応を行うことは難しい状況にありますので、今後、要望があった場合は火葬件数等も踏まえ検討いたします。</p> <p>⑥これまでそのような要望はありませんでしたが、今後同様の要望が増えてくるようであれば検討いたします。</p> <p>⑦⑧副葬品については、葬儀社においてご遺族へ説明を行い適切にお棺に納めていると認識しております。</p>	D
----	-----------------------	--	--	---

18	葬斎場中間改修事業	<p>①施設廃止をしている旧火葬場について、不健全な状態であるため、解体し、跡地利用として駐車場や公園にするなどの検討が必要ではないでしょうか。また、その内容を記載すべきではないでしょうか。</p> <p>②台車式火葬炉を採用していますが、ロストル式の方が燃料等の経費削減になったと思うが、台車式を導入した経緯を記載すべきではないでしょうか。</p>	<p>①解体予定となってはおりますが、財政状況を考慮して現時点での解体時期及び跡地利用は未定でございます。なお、本事務事業評価は現施設の維持管理に対する評価でありますので、旧火葬場に関することは記載しておりません。</p> <p>②本事務事業評価は現施設の維持管理に対する評価でありますので、導入経緯に関することは記載しておりません。</p>	D
19	PTA連合会助成金	<p>他自治体でPTAが解散される事例がありますが、PTAに変わる組織移管などを踏まえた点も記載があってもいいのではないのでしょうか。</p>	<p>市内のPTAにおいては、現状解散する見込みはありませんので、他の組織への移管等は検討しておりません。</p>	D
20	地域クラブ活動推進事業費	<p>吹奏楽に関する記載があってもいいのではないのでしょうか。</p>	<p>吹奏楽を含め、現在、市内中学校の部活動として行われている部活動については、登別市地域クラブにおいて各種目ごとに活動開始に向けた準備を進めておりますが、事務事業評価シートには概要として実際の活動に至った種目のみを記載しています。</p>	D
21	スクールバス・スクールタクシー運行事業	<p>運転手の人手不足が社会問題となっているため、その対策や課題、懸念事項について記載があってもいいのではないのでしょうか。</p> <p>また、物価高騰で事業費が増えることも懸念されるがその内容を記載する必要があるのではないのでしょうか。</p>	<p>受託事業者において運転手を確保できていることや、現時点では物価高騰による事業への影響はないものと認識していることから記載は考えておりませんが、今後の事業実施に当たっては動向を注視してまいります。</p>	D

22	アイヌ文化普及啓発事業補助金	他自治体の事例としてアイヌ民族団体が「先住権」認めるよう国や道を訴えた裁判があります。法令を遵守した方法が求められ、登別市としてもこれを踏まえた政策が求められると思いますが、記載があってもいいのではないのでしょうか。	本事業は、アイヌ協会に補助金を交付することで間接的にアイヌ民族の社会的地位向上と伝統文化の保存及び伝承を図ることを目的としています。令和元年に施行された「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」第1条において、「日本列島北部周辺、とりわけ北海道の先住民族であるアイヌの人々」と規定されているところです。先住民族の権利をめぐる訴訟事案に関するについては、本事業の中で実施すべき政策ではないため、事務事業評価シートには記載していません。	D
23	なし	ヌプルの事業について記載があっても良いのではないのでしょうか。	第3章の39ページに「観光交流センター運営管理経費」という事務事業評価シートがあり、観光交流センターにおける主な取り組み等を記載しています。	D

24	なし	<p>①「歳出削減」や「減税」、「 unnecessary 税制の廃止」が必要ではないかと思いますがどうでしょうか。</p> <p>これから、人口減少により納税者は減ります。</p> <p>交付金をあてにした市政運営で良いのでしょうか。</p> <p>MMT/現代貨幣理論によれば、自国通貨を有している国家の政府は通貨発行で支出可能とされていますが、</p> <p>市は地方債の発行権限があり、無限に地方債を発行できるものではありません。</p> <p>人口が減ればその分、過大となった政策も出てくるため、政策の規模縮小や廃止、統合や改善が求められます。</p> <p>②電子申請における業務の効率化やICT（情報通信技術）を活用した業務改革が求められます。</p> <p>その為には情報通信技術投資が必要であると考えます。</p> <p>③気候や災害等、想定外の事態も起こり得るため、その備えが必要であることは言うまでもありませんが、過大でも過小でもよくありません。</p> <p>④税負担は市民生活にとって苦しい状況を招きます。税金はあくまでも経済の加速と減速です。</p> <p>中学校公民の教科書に記載があるように、「好景気時は税負担を増やし公共事業を減らす」「不景気時は税負担を減らし公共事業を増やす」という原則があります。</p> <p>財政破綻を避けるために市内経済が好循環な状態にすることが求められます。</p> <p>経済的不安が減ることで、社会不安の減少・治安の向上に繋がり、市民生活が豊かなものになるのではないのでしょうか。</p> <p>この点を踏まえて、事業の見直しと反省と展望を記載願いたい。</p>	<p>いただいた意見を参考にさせていただきます。</p>	C
----	----	--	------------------------------	---